

(あて先) _____

出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)

申請者(被保険者、世帯主又は組合員)が記入するところ	被保険者証		記号	番号		
	申請者(被保険者、世帯主又は組合員) <small>※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。</small>		氏名	(フリガナ) _____ 印		
			住所	〒 _____ (フリガナ) _____ 電話 () _____		
			生年月日	_____年 _____月 _____日		
	出産予定日・数		_____年 _____月 _____日 単・多(胎)			
	出産予定者 <small>※申請者と同一の場合は不要です</small>		氏名	(フリガナ) _____		
			生年月日	_____年 _____月 _____日		
	出産予定医療機関等		名称	(フリガナ) _____		
			所在地	〒 _____ (フリガナ) _____		
	申請者に対する支払金融機関		銀行 金庫 信組 _____ 店・本店 支店・出張所			
預金種別			1:普通 2:当座 3:別段	4:通知 5:貯蓄	口座番号	口座名義 (フリガナ) _____
申請者又は出産予定者が出産予定日から6か月以内に健康保険又は船員保険の資格を既に喪失している場合は、以下のいずれかに記載をお願いします。 <small>※ 健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6か月以内に出産された場合、資格を喪失した最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。</small>						
申請者本人の退職等により、健康保険又は船員保険の被保険者資格喪失後、6か月以内に出産することによる申請である場合、資格喪失後に加入している保険者名と記号・番号		保険者名		_____		
		記号	_____	番号	_____	
申請者本人の家族が被扶養者認定後、6か月以内に出産することによる申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入していた保険者名と記号・番号		保険者名		_____		
		記号	_____	番号	_____	
受取代理人の欄	申請者() (以下「甲」という。)は、医療機関等である() (以下「乙」という。)を代理人と定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。 甲が請求する出産育児一時金等のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額 [※] の受領に関すること。 <small>※ 出産育児一時金等の支給額(保険者が出産育児一時金に係る付加給付を行う場合には、付加相当額を含む)を上限とする。</small>					
	平成 _____年 _____月 _____日					
	甲の住所		_____			
	氏名		_____ 印			
	乙の所在地		_____			
名称		_____ 印 電話 () _____				
受取代理人に対する支払金融機関		銀行 金庫 信組 _____ 店・本店 支店・出張所				
		預金種別	1:普通 2:当座 3:別段	4:通知 5:貯蓄	口座番号	口座名義 (フリガナ) _____
(備考欄)						



・ 出産育児一時金付加金	1児につき	20,000円
・ 家族出産育児一時金付加金	1児につき	10,000円

◎ 出産育児一時金制度とは、健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者または被扶養者が出産されたとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

「産科医療補償制度」に加入している分娩機関で出産(妊娠22週以降の死産を含む)した場合は、**1児につき42万円+付加給付**が支給されます。

「産科医療補償制度」に加入していない分娩機関で出産した場合及び妊娠12週以上22週未満の死産・流産の場合は、**1児につき40.4万円+付加給付**が支給されます。
※平成27年1月1日以降の出産は39万円から40.4万円となります。



◎ 給付対象となる出産には、妊娠4ヶ月(85日)以後の生産(早産)のほか、死産(流産)・人工妊娠中絶も含まれます。

☆「直接支払制度」に加え「受取代理」を制度化し、引き続き窓口負担軽減を図ります。

直接支払制度

出産育児一時金の請求と受け取りを被保険者及び被扶養者に代わり医療機関等が行う制度です。出産育児一時金を健康保険組合から医療機関等へ直接支給します。

出産後、医療機関等の窓口で**出産費用の42万円(40.4万円)を超えた額の支払い**で済みます。
※差額及び付加給付は、医療機関から当健康保険組合へ出産費用の請求があった時に被保険者に自動払いします。

受取代理制度

被保険者が出産する医療機関等を受取代理人として事前(出産予定日の2ヶ月以内)に健康保険組合へ申請し、出産育児一時金を健康保険組合から医療機関等へ直接支給します。

出産後、医療機関等の窓口で**出産費用の42万円(40.4万円)+付加給付を超えた額の支払い**で済みます。
※出産費用が上記の額未満の場合は、健康保険組合より差額を被保険者に支給します。

* 「直接支払制度」又は「受取代理制度」の利用を希望される方は出産予定医療機関等へお問い合わせください。

<給付内容と申請方法>

A. 直接支払制度を利用した場合

直接支払制度で健康保険組合から医療機関等に支払える限度額は、法定給付額42万円(40.4万円)までとなっています。

従って、法定給付額から出産費用を差し引いた差額及び付加給付については、健康保険組合から別途被保険者にお支払いすることになります。

◎ 健康保険組合からの支払方法は次の2つです。

㊦. 健康保険組合から自動払いによりお支払いする場合

直接支払制度に基づき医療機関から健康保険組合へ出産費用の請求があった場合、この請求を以て被保険者からの差額及び付加給付の請求があったとみなし、その差額及び付加給付を被保険者にお支払いします。

従ってこの場合は、健康保険組合への提出書類は不要となります。

㊧. ㊦によらず、早めに差額及び付加給付の支払いを受けたい場合

㊦の場合、医療機関から健康保険組合への請求が出産された月の1～2ヶ月後となるため、実際に被保険者へ通知されるのが出産の2～3ヶ月後になります。

出産後すぐに差額及び付加給付の支給を受けたい場合は、次の書類を健康保険組合へ提出することで、早めにお支払いすることができます。

・提出書類→出産育児一時金等内払金・付加金支払依頼書

- 【添付書類】 ①医療機関等が発行する領収書・明細書の写し
(産科医療補償制度加入機関はスタンプ印が必要)
②「代理契約に関する合意文書」の写し(制度利用する旨が記載)

B. 受取代理制度を利用した場合

受取代理制度で健康保険組合から医療機関等に支払える限度額は、法定給付額42万円(40.4万円)+付加給付額(本人2万円・家族1万円)までとなっています。

従って、出産費用がその額を下回った場合は、次の方法で別途お支払いすることになります。出産後、受取代理制度に基づき医療機関等から出産費用の請求があった場合、この請求を以て被保険者からの差額及び付加給付の請求があったとみなし、その差額及び付加給付を被保険者にお支払いします。

・提出書類→出産育児一時金等申請書(受取代理用)

※事前(出産予定日の2ヶ月以内)に申請

【添付書類】 なし

C. 直接支払制度・受取代理制度を利用しない場合

・提出書類→出産育児一時金・付加金請求書

- 【添付書類】 ①医療機関等が発行する領収書・明細書の写し
(産科医療補償制度加入機関はスタンプ印が必要)
②「代理契約に関する合意文書」の写し(制度利用しない旨が記載)

【申請方法】

制 度	申 請 書	添 付 書 類
直接支払 ㊦ 出産育児一時金等及び内払金・付加金 (自動払い)	申請の必要なし	なし
直接支払 ㊧ 出産育児一時金等及び内払金・付加金 (出産後すぐに請求する場合)	出産育児一時金等内払金 ・付加金支払依頼書	① 領収書・明細書の写し 産科医療補償制度加入機関は スタンプ押印あり ② 「代理契約に関する合意文書」の写し 制度利用する旨が記載
受取代理	出産育児一時金等支給申請書 (受取代理用)	なし
利用しない	出産育児一時金・付加金請求書	① 領収書・明細書の写し 産科医療補償制度加入機関は スタンプ押印あり ② 「代理契約に関する合意文書」の写し 制度利用しない旨が記載